

人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権救済手続

人権相談

※ 全国の法務局・地方法務局(約320か所)等において、人権相談を受付



被害の申出等



調査の開始

対象事件: ① 人権侵害行為
② 識別情報の摘示



調査 (任意の調査)

※ 委員, 事務局の職員, 人権擁護委員, 法務局・地方法務局の職員が調査を実施



措置の内容

調査開始後いつでも行うことができる措置

援助 調整

人権侵害行為が認められた場合に行うことができる措置

説示 勧告 (公務員を除く) 通告

告発 要請

公務員
その所属する機関

調停

仲裁

(調停委員会)
(仲裁委員会)

公務員
その所属する機関

勧告

公表 (対機関)

資料提供

※ 人権委員会が、事件ごとに、人権調整委員の中から3人の委員を指名し、調停委員会・仲裁委員会を組織
※ 3人中1人を弁護士資格を有する者とする

※ 公務員及びその所属する機関に対して勧告
※ 勧告を受けた機関が勧告に従わなかった場合にその旨を公表(広報としての公表とは別)
※ 公務員による人権侵害行為について勧告を行った場合に被害者の権利行使のために資料提供